



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2009.04.17 No. 32 - 52

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan  
幹事会  
〒144-0043  
東京都大田区羽田5-11-4  
フェニックスビル  
TEL.03-5705-2770  
FAX.03-5705-3274  
E-mail:office30@alpajapan.org

# 日航 907 便事故裁判の無罪を求め IFATCA、IFALPA の代表と全運輸、安全会議、 航空連、日乗連合同で行った活動 (3)

IFALPA から Executive Vice President, Asia Pacific Region, Captain Stu Julian と、IFATCA から Executive Vice President, Professional Affairs, Mr. Scott Shallies の代表が来日し、全運輸労働組合、安全会議、航空連、日乗連は合同で、日航 907 便事故裁判の無罪を求め、2009 年 1 月 29 日、最高裁、警察庁、運輸安全委員会、航空局に対し要請行動を行ない、30 日は銀座のデモ行進とシンポジウムを行いました。

## — 警察庁への要請 —

### 日本の法体系変更の取り組みの必要性が鮮明に

日航 907 便関連 News (1) でご紹介した最高裁第一小法廷への要請に続き、一行は警察庁を訪れ、日本の事故調査を正す運動の一環として、警察庁と事故調査委員会との間で結ばれた航空機事故における「覚書」の改善について要請を行ないました。要請書については、「日航 907 便の無罪を求める活動 (4) IFALPA 要請書 (警察庁)」を参照して下さい。

過去二度 IFALPA と日乗連は警察庁に対し、「覚書」の改定について要請し、昨年 (2008 年 4 月) には当時の福田首相と吉村警察庁長官宛てに要請 Letter も発送しています。警察庁を訪問した前回二回では、ともに玄関先で要請書を係の方に手渡すだけでした。しかし、今回は一室に通され、警察庁の考えを聞くことができました。これは警察庁の対応の大きな変化と言えます。

以下は警察庁の発言です。

『故意、過失も含め、犯罪と認められるものは、警察として捜査し、犯罪の証拠を集める責務がある』

『コックピットボイスレコーダーやフライトレコーダーは警察が押収する証拠物件であり、鑑定囑託で解析を依頼する』

『「覚書」は、警察の捜査と事故調査、それぞれの責務を遂行するためにある』

『 (過失については) どういうものを犯罪と捉えるかの問題であり、法制度全体の話』

『過失に対し刑事責任を追及しない、というようになるには法の改正が必要』

以上の発言は、現日本の法体系から考えれば、警察庁として当然な発言と言えますが、今まではこれらの事さえ、公には発言されませんでした。

これらの発言から、事故調査と刑事捜査を分離し、日本の事故調査を正すためには法体系の変更の取り組みが必要であり、大変重要ということが明確になったと言えます。

